

(3) 訪問教育対象児童・生徒数及び担当教員数の推移

項目 \ 年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63
対象児童・生徒数	109	105	112	125	121	126	139	114	103
担当教員数	29	32	33	33	36	39	40	33	32

(4) 心身の障害による就学義務の猶予・免除者数の推移

項目 \ 年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63
猶予者数	35	34	23	14	14	9	3	3	3
免除者数	7	4	3	5	4	5	7	7	5

※ 全就学義務の猶予・免除者数のうち、心身に障害を有するために猶予・免除となった者の数。

3 教職員人事・任用

- 盲・聾・養護学校の人事については、その教育内容・指導法等の特殊性に鑑み、経験豊かな有為な人材を確保し、教職員組織の強化と教育活動の充実を図ることに努めた。そのため、小・中・高等学校との積極的な交流を行うとともに、昭和57年度より改善実施した特殊教育関係教職員の採用事務の一元化を更に推進し、高い専門性を有する教員の適正な配置と教育効果の向上に努めた。
- 人事異動の概要については、第4章義務教育及び第5章高等学校教育の中の教職員人事・任用の項を参照のこと。

第2節 学校教育

1 概要

(1) 指導行政の基本方針

「第三次福島県長期総合教育計画」の第2期実施計画の初年度として、「社会参加をめざす養護教育の推進」を掲げ、適正就学の推進、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じて意欲的な活動を促すような教育の一層の充実、可能な限り社会自立をめざした適切な教育に努めた。

また一般社会の人たち、とりわけ小・中学校の教職員・児童生徒が、心身障害児に対する正しい理解と豊かな人間性に基づく心のふれあいを深めるように努めた。

このため指導に当たっては、

- 教育課程の改善・充実
- 重度・重複障害教育内容の充実
- 交流教育の推進
- 教職員研修の充実等

に努めた。

(2) 指導組織

課長、主幹兼課長補佐、主任管理主事兼振興係長、管理主事、主任指導主事各1名、指導主事3名及び主査、主事各1名、各教育事務所養護教育担当指導主事7名（兼任）及び養護教育担当学校教育指導委員13名（県立学校6名、

公立学校7名）をもって指導に当たった。

(3) 学校教育指導の重点

前記の基本方針に基づき、指導の重点を次のように設定し、指導の充実を図った。

① 教育課程の改善・充実を図る。

ア 養護教育教育課程運営改善講習会を開催し、盲・聾・養護学校並びに小・中学校特殊学級の教員に対して学習指導要領の趣旨の徹底を図り、教育課程及び指導内容・方法の改善と指導力の向上に努めた。

イ 特殊学級教育課程県研究集会を開催し、小・中学校精神薄弱特殊学級担当3年以上の教員に対して、教育課程及び指導上の問題について研修を行い、指導力の向上と学習指導の改善に努めた。

ウ 県立学校共同訪問、市立養護学校並びに特殊学級設置校共同訪問により、教育課程の改善および指導法について指導助言を行った。

エ 各種研究学校を指定し、教育課程、指導内容・方法の改善充実に努めた。

⑦ 心身障害児理解推進校（小学校1校、中学校1校）

① 心身障害児適正就学推進研究校（養護学校1校）

② 重度・重複障害教育内容の充実を図る。

ア 重度・重複障害教育研究指定校を指定し、重度・重複障害教育に関する教育課程の編成及び学習指導方法について研究を行い改善に努めた。

イ 「重度・重複障害の指導計画と授業の展開」の指導資料を作成し、重度・重複障害教育の指導力の向上に努めた。

③ 交流教育の推進

養護教育交流推進事業指定校を指定し、心身障害児と健常児とが共同の生活体験を重ねることにより、健常児には、障害児に対する正しい理解と認識を高めさせ、障害児には、積極的に社会に参加する態度の育成をめざすとともに連帯意識等心の交流を深めることに努めた。

④ 生徒指導の充実

県立盲・聾・養護学校における生徒指導上の諸問題について研究協議を行い、生徒指導担当教員の指導力の向上を図り生徒指導の改善充実に努めた。

⑤ 指導職員の資質向上のため、研修の充実に努めた。

ア 養護教育担当指導主事会議（2回）

イ 県立学校学校教育指導委員連絡協議会（1回）

⑥ 教職員の資質と指導力の向上に努めた。

ア 教職員研修の充実に努めた。

⑦ 新採用教員研修会、養護教育研修主任研修講座、養護教育教養講座、寮母等講習会、精神薄弱特殊学級担当教員研修会、重度・重複障害、訪問教育担当教員講習会の実施

① 長期・短期研修生の派遣

② 自主的研究グループへの援助

③ 養護教育担当教職員研究論文の募集

⑦ 心身障害児就学指導の推進

心身障害児就学指導講習会を開催し、管内の市町村及び小・中学校、盲・聾・養護学校の就学指導担当者を対